

# 福岡県公報

平成19年8月1日  
第2709号

## 目次

### 告示(第1431号 - 第1466号)

大規模小売店舗の新設の届出 (商業・地域経済課)	..... 1
大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (商業・地域経済課)	..... 2
大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (商業・地域経済課)	..... 3
大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (商業・地域経済課)	..... 3
大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定に基づく変更の届出 (商業・地域経済課)	..... 3
特定非営利活動法人設立の認証申請 (生活文化課)	..... 4
特定非営利活動法人の定款変更の認証申請 (生活文化課)	..... 4
農地法第3条第2項第5号の規定に基づく50アールに代わるべき別 段の面積 (農地計画課)	..... 5
土地改良事業の協議の適否決定 (農地計画課)	..... 6
道路の区域の変更 (道路維持課)	..... 6
道路の供用の開始 (道路維持課)	..... 7
道路の区域の変更 (道路維持課)	..... 7
道路の供用の開始 (道路維持課)	..... 7
道路の区域の変更 (道路維持課)	..... 7
道路の供用の開始 (道路維持課)	..... 8
卸売業務廃止の届出 (生産流通課)	..... 8

市の字の区域の変更 (地方課)	..... 8
新たに生じた土地の確認 (地方課)	..... 8
市の町の区域の変更 (地方課)	..... 8
市の字の区域の変更 (地方課)	..... 9
公共測量の終了 (土木管理課)	..... 9
公共測量の実施 (土木管理課)	..... 9
公共測量の実施 (土木管理課)	.....10
建設業の許可の取消し (建築指導課)	.....10
生活保護法に基づく介護機関の指定 (監査保護課)	.....10
生活保護法に基づく指定介護機関の名称及び所在地の変更 (監査保護課)	.....11
生活保護法に基づく指定介護機関の休止及び廃止 (監査保護課)	.....12
救急病院等の認定 (医療指導課)	.....13
特定非営利活動法人の定款変更の認証申請 (生活文化課)	.....14
特定非営利活動法人の定款変更の認証申請 (生活文化課)	.....14
土地改良区の役員の就任及び退任 (農地計画課)	.....14
土地改良区の役員の就任及び退任 (農地計画課)	.....15
土地改良区の役員の就任及び退任 (農地計画課)	.....15
土地改良区の役員の就任及び退任 (農地計画課)	.....16
土地改良区の清算人の就任 (農地計画課)	.....18
土地改良区の清算人の退任 (農地計画課)	.....18

## 公告

競争入札の参加者の資格等 (総務事務センター)	.....18
一般競争入札の実施 (総務事務センター)	.....19
一般競争入札の実施 (高度情報政策課)	.....20

## 告示

福岡県告示第1431号  
大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第5条第1項の規定に基づき、大規模

小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部商業・地域経済課及び飯塚商工事務所において縦覧に供する。

平成19年8月1日

福岡県知事 麻生 渡

1 届出年月日

平成19年7月11日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 スーパードラッグコスモス宮田店

(2) 所在地 福岡県宮若市大字龍徳字野入1037番 外

3 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 大規模小売店舗を設置する者

氏名又は名称	住所
株式会社コスモス薬品	福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号

(2) 当該大規模小売店舗において小売業を行う者

氏名又は名称	住所
株式会社コスモス薬品	福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号

4 大規模小売店舗を新設する日

平成20年3月12日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,489㎡

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

駐車場の位置	収容台数(台)
宮若市大字龍徳字野入1037番 外	96

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

駐輪場の位置	収容台数(台)
宮若市大字龍徳字野入1037番 外	46

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

荷さばき施設の位置	面積(平方メートル)
宮若市大字龍徳字野入1037番 外	65

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

廃棄物等の保管施設の位置	容量(立方メートル)
宮若市大字龍徳字野入1037番 外	11.15

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者の氏名	開店時刻	閉店時刻
株式会社コスモス薬品	午前10時	午後10時

(2) 駐車場において来客の自動車が駐車することができる時間帯

午前9時30分から午後10時30分まで

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

2ヶ所 宮若市大字龍徳字野入1037番 外

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前6時から午後10時まで

福岡県告示第1432号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第2項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部商業・地域経済課及び福岡商工事務所において縦覧に供する。

平成19年8月1日

福岡県知事 麻生 渡

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 (仮称) 筑紫野ドリームモール西側敷地
- (2) 所在地 福岡県筑紫野市大字原田836 - 4 外

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要  
意見なし

---

福岡県告示第1433号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第2項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部商業・地域経済課及び福岡商工事務所において縦覧に供する。

平成19年8月1日

福岡県知事 麻 生 渡

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 (仮称) 筑紫野ドリームモール東側敷地
- (2) 所在地 福岡県筑紫野市大字原田836 - 5 外

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要  
意見なし

---

福岡県告示第1434号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第5条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部商業・地域経済課及び飯塚商工事務所において縦覧に供する。

平成19年8月1日

福岡県知事 麻 生 渡

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 スーパードラッグコスモス田川川崎店

- (2) 所在地 福岡県田川郡川崎町大字池尻438 - 1 外

## 2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

- (1) 駐車需要の充足等交通に関する事項  
意見なし

- (2) 歩行者の通行の利便の確保等  
意見なし

- (3) 廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮  
可燃・不燃物の分別をし、特に減量化に努めること

- (4) 騒音の発生に係る事項  
夜間の荷捌きの騒音については、特に配慮すること

- (5) 廃棄物に係る事項等  
意見なし

- (6) 街並みづくり等への配慮等  
景観整備に努めること

- (7) その他  
意見なし
- 

福岡県告示第1435号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第2項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部商業・地域経済課及び福岡商工事務所において縦覧に供する。

平成19年8月1日

福岡県知事 麻 生 渡

## 1 届出年月日

平成19年7月13日

## 2 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 ダイヤモンドシティ・ルクル  
 (2) 所在地 福岡県糟屋郡粕屋町大字酒殿字老の木192 - 3 番地 外

## 3 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

## (1) 駐車場の位置

変更前	変更後
糟屋郡粕屋町大字酒殿字老の木192 - 3 番地 外 (2箇所)	糟屋郡粕屋町大字酒殿字老の木192 - 3 番地 外 (5箇所)

## (2) 駐輪場の位置

変更前	変更後
糟屋郡粕屋町大字酒殿字老の木192 - 3 番地 外 (14箇所)	糟屋郡粕屋町大字酒殿字老の木192 - 3 番地 外 (12箇所)

## 4 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

## (1) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

変更前		変更後	
出入口数	駐車場の自動車の出入口の位置	出入口数	駐車場の自動車の出入口の位置
7	糟屋郡粕屋町大字酒殿字老の木192 - 3 番地 外	11	糟屋郡粕屋町大字酒殿字老の木192 - 3 番地 外

## (2) 駐車場において来客の自動車が駐車することができる時間帯

変更前	変更後
24時間 (一部 午前8時30分から午前0時30分まで)	24時間 (一部 午前8時30分から午前0時30分まで、及び午前8時30分から午後10時まで)

福岡県告示第1436号

特定非営利活動促進法 (平成10年法律第7号) 第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成19年8月1日

福岡県知事 麻生 渡

## 1 申請のあった年月日

平成19年7月11日

## 2 申請に係る特定非営利活動法人

## (1) 名称

特定非営利活動法人民芸庵

## (2) 代表者の氏名

樋口 親恵

## (3) 主たる事務所の所在地

福岡県宮若市竹原734番地3

## (4) 定款に記載された目的

この法人は障害者を含み広く一般市民に対して障害者相互の福祉と親睦を図り、障害者の自立更生に関する事業を行うとともに古墳を通して歴史、文化の教育に関する事業を行うことで明るい社会と、障害者福祉の増進に寄与することを目的とする。

福岡県告示第1437号

特定非営利活動促進法 (平成10年法律第7号) 第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成19年8月1日

福岡県知事 麻生 渡

## 1 申請のあった年月日

平成19年6月25日

## 2 申請に係る特定非営利活動法人

## (1) 名称

特定非営利活動法人自立生活支援センター夢風船

## (2) 代表者の氏名

樋口 秀夫

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県行橋市大字今井2238番地

(4) 定款に記載された目的

この法人は、障害者及び高齢者に対して、地域で自立した生活を営んでいくために必要な事業を行い、福祉の増進を図り、社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

福岡県告示第1438号

農地法（昭和27年法律第229号）第3条第2項第5号の規定に基づき、50アールに代わるべき別段の面積を次のように定めたので公示する。

農地法第3条第2項第5号の規定に基づく50アールに代わるべき別段の面積（昭和57年4月福岡県告示第453号の2）は、廃止する。

平成19年8月1日

福岡県知事 麻生 渡

別段の面積	区 域	
	市郡名	現区町村、旧市町村又は離島名
10アール	北九州市	小倉北区のうち馬島
	福岡市	西区のうち玄界島及び小呂ノ島
	宗像市	地ノ島、旧大島村（昭和57年4月1日における大島村の区域をいう。）
	糸島郡	志摩町のうち姫島
20アール	糟屋郡	新宮町のうち相島
30アール	北九州市	門司区、戸畑区、馬島を除く小倉北区、小倉南区、八幡東区、八幡西区
	福岡市	東区、博多区、中央区、南区、西区のうち旧福岡市（昭和25年2月1日における福岡市の区域をいう。）、城南区、早良区のうち旧福岡市（昭和25年2月1日における福岡市の区域をいう。）及び旧田隈村（昭和25年2月1日における田隈村の区域をいう。）

	田川市	(全域)
	春日市	"
	大野城市	"
	朝倉市	旧甘木町（昭和25年2月1日における甘木町の区域をいう。）、旧秋月町（昭和25年2月1日における秋月町の区域をいう。）
	糟屋郡	宇美町、志免町、須恵町
	鞍手郡	小竹町
	朝倉郡	東峰村
	八女郡	矢部村、星野村
	田川郡	糸田町、大任町、福智町のうち旧金田町（昭和57年4月1日における金田町の区域をいう。）
	築上郡	吉富町
40アール	福岡市	西区のうち玄界島及び小呂ノ島を除く旧北崎村（昭和25年2月1日における北崎村の区域をいう。）、早良区のうち旧内野村（昭和25年2月1日における内野村の区域をいう。）及び旧脇山村（昭和25年2月1日における脇山村の区域をいう。）
	大牟田市	(全域)
	久留米市	旧合川村（昭和25年2月1日における合川村の区域をいう。）、旧上津荒木村（昭和25年2月1日における上津荒木村の区域をいう。）、旧高良内村（昭和25年2月1日における高良内村の区域をいう。）、旧山本村（昭和25年2月1日における山本村の区域をいう。）、旧草野町（昭和25年2月1日における草野町の区域をいう。）、旧大善寺村（昭和25年2月1日における大善寺村の区域をいう。）、旧善導寺町（昭和25年2月1日における善導寺町の区域をいう。）、旧城島町（昭和57年4月1日における城島町の区域をいう。）
	直方市	(全域)
	飯塚市	旧飯塚市(昭和57年4月1日における飯塚市の区域をいう。)
	柳川市	(全域)

八女市	〃
筑後市	〃
大川市	〃
行橋市	〃
豊前市	〃
中間市	〃
太宰府市	〃
うきは市	〃
宮若市	旧宮田町(昭和25年2月1日における宮田町の区域をいう。)
朝倉市	旧高木村(昭和25年2月1日における高木村の区域をいう。)、旧杷木町(昭和57年4月1日における杷木町の区域をいう。)
嘉麻市	旧山田市(昭和57年4月1日における山田市の区域をいう。)、旧稲築町(昭和57年4月1日における稲築町の区域をいう。)、旧碓井町(昭和57年4月1日における碓井町の区域をいう。)
筑紫郡	那珂川町
糟屋郡	篠栗町、久山町
遠賀郡	水巻町
嘉穂郡	桂川町
三潁町	大木町
八女郡	広川町
田川郡	香春町、添田町、川崎町、赤村、福智町のうち旧方城町(昭和57年4月1日における方城町の区域をいう。)
京都郡	苅田町、みやこ町のうち旧城井村(昭和25年2月1日における城井村の区域をいう。))及び旧伊良原村(昭和25年2月1日における伊良原村の区域をいう。)

注1 上表中別段の面積は、農地法第3条第2項第5号に規定する農地の面積の合計について適用するものとし、採草放牧地の面積の合計については従前どおり50アールとする。

2 上表区域中現区町村は、平成19年8月1日現在のその区町村の区域を、旧市町村は、昭和25年2月1日現在又は昭和57年4月1日現在のその市町村の区域を示すものとする。

#### 福岡県告示第1439号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の2第5項において準用する同法第8条第1項の規定に基づき、市町村から協議のあった土地改良事業を平成19年7月20日付けで適当であると決定したので、同法第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

平成19年8月1日

福岡県知事 麻生 渡

市町村名	事業名	縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
上毛町	区画整理事業(尻高地区)	土地改良事業計画書の写し	平成19年8月1日から平成19年8月29日まで	上毛町役場

#### 福岡県告示第1440号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年8月1日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員(メートル)	延長(メートル)
朝倉	県道	八香春線	前	朝倉市杷木星丸1583番先から同市杷木星丸826番1先まで	5.6 ~ 13.0	462.0
			前	同上	11.0 ~ 23.0	450.0
			後	同上	6.4 ~ 20.0	450.0

## 福岡県告示第1441号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成19年8月1日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年8月1日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	路線名	供用開始の区間
朝倉	八女香春線	朝倉市杷木星丸1583番先から 同市杷木星丸1576番先まで

## 福岡県告示第1442号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年8月1日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
八女	県道	佐賀線 八女	前	筑後市大字蔵数107番5先から 同市大字蔵数115番1先まで	11.0 ～ 11.5	74.5
			後	同上	11.0 ～ 19.0	74.5

## 福岡県告示第1443号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成19年8月1日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年8月1日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	路線名	供用開始の区間
八女	佐賀線 八女	筑後市大字蔵数107番5先から 同市大字蔵数115番1先まで

## 福岡県告示第1444号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年8月1日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
宗像	県道	薦野線 福岡	前	福津市大字上西郷382番7先から 同市大字福岡39番1先まで	11.0 ～ 20.0	574.6
			後	同上	11.0 ～ 20.0	574.6
			後	同上	11.0 ～ 14.0	614.6

## 福岡県告示第1445号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成19年8月1日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年8月1日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	路線名	供用開始の区間
宗像	薦野線 福岡間	福津市大字上西郷382番7先から 同市大字福岡39番1先まで

## 福岡県告示第1446号

福岡県卸売市場条例（昭和46年福岡県条例第46号）第9条第2号の規定に基づき、次のように卸売業務廃止の届出があったので、同条例第46条第2号の規定により告示する。

平成19年8月1日

福岡県知事 麻生 渡

卸売市場の名称	卸売市場の所在地	取扱品目の部類	卸売業者の名称及び代表者の氏名	卸売業務の廃止年月日
広川青果地方卸売市場	筑後市大字一条1290番地	青果部	広川青果市場株式会社 代表取締役 山田恵美	平成19年 5月24日

## 福岡県告示第1447号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、太宰府市長から太宰府市の字の区域を次のように変更する旨の届出があった。

上記処分は、太宰府市吉松東土地区画整理事業に伴う換地処分公告のあった日の翌日から効力を生ずるものとする。

平成19年8月1日

福岡県知事 麻生 渡

1 次の区域を大字吉松字川久保に編入する。

大字	小字	地番
吉松	-	609の2、616の4、708の7、723の2、736
	尻深	36の1
	川原	45、46の1から46の7まで、47から52まで、53の1、53の4から53の6まで、54の1、54の5、61の1、62の3、63の1、64の1、64の3から64の5まで、65の1から65の6まで
	土手ノ内	69の1、70の1、71の1、71の3、71の4
	下川原	72、73の1、77の1、77の2

## 福岡県告示第1448号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第9条の5第1項の規定により、福岡市長から福岡市の区域内に次の土地が新たに生じたことを平成19年6月28日確認した旨の届出があったので、同条第2項の規定により告示する。

平成19年8月1日

福岡県知事 麻生 渡

新たに生じた土地の表示	地積（平方メートル）
福岡市東区香椎照葉二丁目24の7、24の15、24の16、香椎照葉四丁目23の1、26の4、香椎照葉五丁目26の23、26の25、香椎浜三丁目25の2、27の地先の公有水面埋立地	353,156.93

## 福岡県告示第1449号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、福岡市長から福岡市の町の区域を次のように変更する旨の届出があった。

上記処分は、告示の日から効力を生ずるものとする。

平成19年8月1日

福岡県知事 麻生 渡

1 次の区域を東区香椎照葉五丁目に編入する。

## 新たに生じた土地

福岡市東区香椎照葉二丁目24の7、24の15、24の16、香椎照葉四丁目23の1、26の4、香椎照葉五丁目26の23、26の25、香椎浜三丁目25の2、27の地先の公有水面埋立地353,156.93平方メートル

福岡県告示第1450号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、福岡市長から福岡市の字の区域を次のように変更する旨の届出があった。

上記処分は、告示の日から効力を生ずるものとする。

平成19年8月1日

福岡県知事 麻生 渡

1 次の区域を大字玄界島字浜ノ上に編入する。

区名	大字	字	地番
西区	玄界島	上ノ山	80の1、80の2、80の4、94の14、97の5、140の1
		神ノ後	691の2

2 次の区域を大字玄界島字イバに編入する。

区名	大字	字	地番
西区	玄界島	浜ノ上	1204の1

3 次の区域を大字玄界島字本ノ後に編入する。

区名	大字	字	地番
西区	玄界島	浜ノ上	5の5、7の3、146の25
		上ノ山	94の15、97の4、136の5、136の6、138の2、144、145

4 次の区域を大字玄界島字神ノ前に編入する。

区名	大字	字	地番
西区	玄界島	浜ノ上	33の3、48の1
		上ノ山	80の3、94の8、94の13
		神ノ後	1209の1、1209の2

5 次の区域を大字玄界島字神ノ後に編入する。

区名	大字	字	地番
西区	玄界島	イバ	79の1、79の3
		神ノ前	673の4から673の6まで、688の3
		浜ノ上	1204の2、1204の3

福岡県告示第1451号

測量法（昭和24年法律第188号）第5条に規定する公共測量を次のように終了したので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成19年8月1日

福岡県知事 麻生 渡

1 測量の種類

公共測量（福岡県営土地改良事業確定測量業務）

2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
飯塚市鹿毛馬、田川郡福智町伊方、田川郡赤村大字内田、田川郡赤村大字赤、田川郡添田町大字中元寺	平成19年3月16日

福岡県告示第1452号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成19年8月1日

福岡県知事 麻生 渡

1 測量の種類

公共測量（1級基準点測量・1級水準測量）

2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
北九州市小倉南区大字横代	平成19年7月3日から 平成19年9月3日まで

福岡県告示第1453号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省北九州国道事務所長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成19年8月1日

福岡県知事 麻生 渡

1 測量の種類

公共測量（3級基準点測量）

2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
田川郡香春町大字高野	平成19年7月13日から 平成19年8月31日まで

福岡県告示第1454号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定に基づき、建設業の許可を取り消したので、同法第29条の5第1項の規定により公告する。

平成19年8月1日

福岡県知事 麻生 渡

1 処分をした年月日

平成19年7月23日

2 処分を受けた者の商号等

商号	主たる営業所の所在地	代表者の氏名	許可番号

株式会社純友	京都郡苅田町若久町1-7 -7	柿本 純一	平成19年5月15日 福岡県知事許可（特・般-19） 第13684号
--------	--------------------	-------	--

3 処分の内容

土木工事業、とび・土工工事業、ほ装工事業及び水道施設工事業に係る特定建設業並びに建築工事業、管工事業及び造園工事業に係る一般建設業の許可の取消し

4 処分の原因となった事実

株式会社純友及び同社代表取締役柿本純一は、県に対する建設業の許可更新の際、許可申請書の添付書類に借入金を記載せず虚偽の申請をしたとして、平成19年6月14日に建設業法違反で略式起訴され、それぞれ罰金50万円の略式命令を受け、同年6月27日に確定した。このことは、建築業法第29条第1項第2号に該当する。

福岡県告示第1455号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定に基づき、介護機関の指定をしたので、同法第55条の2の規定により次のように告示する。

平成19年8月1日

福岡県知事 麻生 渡

指定番号	名称	所在地	指定年月日	サービス項目
粕介320	尾石内科消化器科 医院	糟屋郡粕屋町花ヶ浦2丁目 10番10号	19・6・1	訪看・居管・ 短療・療養・ 予訪看・予居 管・予短療
像介126	崎村医院	宗像市東郷1168番地1	19・5・1	訪看・居管・ 予訪看・予居 管
大川介86	医療法人 宿正会 宿里医院	大川市大字本木室507-1	19・4・1	居管

直居75	有限会社森の母屋 訪問看護ステーション	直方市大字上境1959	19・7・1	訪看・予訪看
大居151	株式会社福祉サービスサカタ	大牟田市大字岬2903番地8	19・7・1	福用・福販・ 予福用・予福販
田居132	株式会社ヘルパー ステーションたがわ	田川市大字弓削田711番地1	19・7・1	訪介・予訪介
田居133	まごころデイサービスセンター	田川市大字伊田4862番7	19・7・1	通介・予通介
田支53	まごころケアプランセンター	田川市大字伊田4862番7	19・7・1	居支
八女支13	おまかせケアプラン	八女市平田42-3	19・5・1	居支
大野居33	通所リハビリテーション誠愛	大野城市南大利2丁目7番2号	19・7・4	通り・予通り
幸居37	はなケアプランサービス	太宰府市大字大佐野77街区1	19・5・1	居支
う居25	株式会社サニーライフデイサービス 筑水荘	うきは市吉井町千年596	19・7・1	通介・予通介
女居41	グループホーム舞風台	八女郡広川町大字水原1498	19・6・1	認共・予認共
京居92	グループホームさざんか	築上郡築上町大字東八田845-1	19・6・1	認共・予認共
田居134	小規模多機能ホーム 宅老所まごころ	田川市大字伊田4862番7	19・7・1	小居・予小居
田川居216	グループホーム秋桜	田川郡川崎町大字田原字橋ヶ口248-32	19・6・1	認通・予認通
直生介老1	介護老人保健施設 サンシルバー直方	直方市大字永満寺1347	19・4・1	通り・短療・ 老保・予通り・ 予短療

直居57	さわやか直方館	直方市大字山部442-1	19・4・1	短生・特生・ 予短生・予特生
直居58	さわやか直方館 デイサービスセンター	直方市大字山部442-1	19・4・1	通介・予通介
小居18	有限会社介護ショップうぐいす	小郡市小坂井339-1 207号	19・6・1	福用・福販・ 予福用・予福販
宮居27	ヘルパーステーションサンフラワー	宮若市磯光1713-41	18・5・1	訪介・予訪介

## 福岡県告示第1456号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定に基づき、指定介護機関から名称及び所在地の変更の届出があったので、同法第55条の2の規定により次のように告示する。

平成19年8月1日

福岡県知事 麻 生 渡

## 1 名称の変更

指定番号	旧名称	新名称	所在地	変更年月日
朝介106	東峰村立歯科・内科診療所	東峰村立鼓診療所	朝倉郡東峰村大字小石原鼓3784-1	19・6・21
小居18	有限会社ケイエフ 企画メンテナンス 介護ショップうぐいす	有限会社介護ショップうぐいす	小郡市小坂井339-1 207号	19・6・1
像居43	デイサービス宗像 リハビリテーションセンター	デイサービス宗像 機能回復センター	宗像市自由ヶ丘3丁目12-10	19・6・1

## 2 所在地の変更

指定番号	名 称	旧所在地	新所在地	変更年月日
大支36	ヘルパーステーション「ハーツ」	大牟田市上町1丁目6-12 矢野ビル1階	大牟田市左古町2-8	18・8・7
大支45	ニチイケアセンターちくご	筑後市大字山ノ井247-1	筑後市大字羽犬塚458-1	19・6・21
直居32	ヘルパーホームニー	直方市大字上新入2243-427	直方市大字上新入1659-18	19・6・1
飯居79	ケアステーションチューリップ	飯塚市潤野904-85	飯塚市小正428	19・4・1
八女居2	株式会社ケア・ライフ・コーポレーション	八女市平田42-3	八女市井延179-1	19・5・1
筑居8	ニチイケアセンターちくご	筑後市大字山ノ井247-1	筑後市大字羽犬塚458-1	19・6・21
小居18	有限会社介護ショップうぐいす	小郡市小坂井337-12	小郡市小坂井339-1207号	19・6・1
宰支2	太宰府社協 介護支援サービス	太宰府市白川2番10号 太宰府市総合福祉センター	太宰府市大字通古賀197-3	19・4・1
宰居1	太宰府社協 訪問入浴サービス	太宰府市白川2番10号 太宰府市総合福祉センター	太宰府市大字通古賀197-3	19・4・1
宰居2	太宰府社協 訪問介護サービス	太宰府市白川2番10号 太宰府市総合福祉センター	太宰府市大字通古賀197-3	19・4・1
粕居17	介護センター ころ	糟屋郡篠栗町大字尾仲426-2	糟屋郡粕屋町大字大隈24-10 サンパラッツォ門松1F	19・5・1
嘉麻居36	ヘルパーステーションあずま	嘉麻市平1374番地	嘉麻市山野2005番地23	19・6・1

## 福岡県告示第1457号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定に基づき、指定介護機関から休止及び廃止の届出があったので、同法第55条の2の規定により次のように告示する。

平成19年8月1日

福岡県知事 麻 生 渡

## 1 休止

指定番号	名 称	所 在 地	休止年月日
久居53	介護サービスどんぐり	久留米市縄手町349	19・6・1
糸島居3	介護センターにこまる	糸島郡二丈町大字深江957-2	19・6・1

## 2 廃止

指定番号	名 称	所 在 地	廃止年月日
粕介314	尾石内科消化器科医院	糟屋郡粕屋町花ヶ浦2丁目10-10	19・5・31
像介47	上野内科医院	宗像市須恵308	15・6・30
像居42	株式会社コムスン訪問看護ステーション宗像中央	宗像市田熊1丁目2-7 大森店舗2号	19・5・31
宰居34	株式会社コムスン訪問看護ステーション太宰府	太宰府市五条2丁目2-24 ソニアルカサス1F1号	19・5・31
八女居41	株式会社コムスン訪問看護ステーション八女	八女市津江字高島544-1	19・5・31
田居126	株式会社コムスン訪問看護ステーション田川	田川市中央町3-26 井上ビル1階	19・6・30
大居106	株式会社コムスン大牟田北ケアセンター	大牟田市大字宮崎1829-4	19・5・31
久居178	株式会社コムスン大善寺ケアセンター	久留米市大善寺町宮本1468-2 リバーサイドハイツ1F	19・5・31
飯居34	株式会社コムスン新飯塚ケアセンター	飯塚市川津116-26 水江ビル2階	19・5・31

朝倉支6	社会福祉法人朝倉市社会福祉協議会	朝倉市甘木198 - 1	19・6・30
八女支1	有限会社ケア・ライフ・コーポレーション	八女市平田42	19・7・1
八女居28	株式会社コムスン八女筑後ケアセンター	八女市津江544 - 1 牛島店舗(平屋)	19・5・31
中居29	株式会社コムスンなかまケアセンター	中間市中間1丁目6 - 5 中間市建設組合2F	19・5・31
春居20	株式会社コムスン春日白水ケアセンター	春日市下白水南6丁目6 シャトレ博多南102号	19・5・31
前居25	株式会社コムスン美咲が丘ケアセンター	前原市大字荻浦584 - 2	19・5・31
古居18	株式会社コムスンこがケアセンター	古賀市舞の里4丁目4 - 28	19・5・31
粕居26	株式会社コムスン粕屋東ケアセンター	糟屋郡須恵町大字須恵768 リックウイングコート102号	19・5・31
粕居9	社会福祉法人煌ふくしサービスセンターみみずく	糟屋郡粕屋町大字長者原158 - 1 藤田ハイツ108号	19・7・1
粕居21	株式会社コムスン長者原ケアセンター	糟屋郡粕屋町大字仲原162 - 5	19・5・31
遠居61	トータルケア遠賀	遠賀郡岡垣町吉木東1丁目26 - 1	19・6・1
遠支22	株式会社コムスン岡垣中央ケアセンター	遠賀郡岡垣町旭台4丁目2 - 7	19・5・31
鞍居32	株式会社コムスン小竹ケアセンター	鞍手郡小竹町大字勝野3295 - 4	19・5・31
飯居161	福岡嘉穂農業協同組合菜の花会ヘルパーステーション	飯塚市小正319 - 1	19・3・31
朝倉支13	杷木町社会福祉協議会居宅介護支援事業所	朝倉市杷木寒水99 - 2 杷木町老人福祉センター内	19・6・30
朝倉居22	朝倉市社会福祉協議会杷木ヘルパーステーション	朝倉市杷木池田718	19・6・30

う居16	サンエステ株式会社デイサービス筑水荘	うきは市吉井町千年596	19・6・30
女居16	株式会社コムスン黒木ケアセンター	八女郡黒木町大字今39 - 1	19・5・31

## 福岡県告示第1458号

救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項に規定する救急病院、救急診療所を次のように認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

平成19年8月1日

福岡県知事 麻生 渡

医療機関の名称	所在地	有効期間
福岡県済生会福岡総合病院	福岡市中央区天神1 - 3 - 46	平成19年8月1日から平成22年7月31日まで
溝口外科整形外科病院	福岡市中央区天神4 - 6 - 25	
医療法人社団広仁会広瀬病院	福岡市中央区渡辺通1 - 12 - 12	
伊藤整形外科医院	福岡市博多区三筑1 - 2 - 8	
成田整形外科病院	福岡市博多区住吉4 - 30 - 42	
友田病院	福岡市博多区諸岡4 - 28 - 24	
木村病院	福岡市博多区千代2 - 13 - 19	
千鳥橋病院	福岡市博多区千代5 - 18 - 1	
那珂川病院	福岡市南区向新町2 - 17 - 17	
福岡赤十字病院	福岡市南区大楠3 - 1 - 1	
福岡記念病院	福岡市早良区西新1 - 1 - 35	
吉村病院	福岡市早良区西新3 - 11 - 27	
八木病院	福岡市東区馬出2 - 21 - 25	
九州大学病院	福岡市東区馬出3 - 1 - 1	
医療法人西福岡病院	福岡市西区生の松原3 - 18 - 8	
医療法人白十字会白十字病院	福岡市西区石丸3 - 2 - 1	

医療法人社団朝菊会昭和病院	福岡市西区大字徳永字大町911 - 1
福岡鳥飼病院	福岡市城南区鳥飼6 - 8 - 5
蜂須賀病院	宗像市野坂2650
筑後市立病院	筑後市大字和泉917 - 1
明治記念病院	飯塚市川津360 - 3
健康保険直方中央病院	直方市大字感田523 - 5
福岡新水巻病院	遠賀郡水巻町立屋敷1 - 2 - 1

## 福岡県告示第1459号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成19年8月1日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 申請のあった年月日  
平成19年7月4日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称  
特定非営利活動法人障害者支援委会

(2) 代表者の氏名  
江田 久美子

(3) 主たる事務所の所在地  
福岡県北九州市小倉北区上到津一丁目12番15号

(4) 定款に記載された目的  
この法人は、障害者及び障害者支援に関わる人々に対して、障害者の自立のための支援活動並びに障害者支援の人材育成を行い、地域コミュニティの形成及び福祉の増進等広く公益に寄与することを目的とする。

## 福岡県告示第1460号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成19年8月1日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 申請のあった年月日  
平成19年7月12日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称  
特定非営利活動法人北九州スポーツクラブ連絡会

(2) 代表者の氏名  
高橋 八十弥

(3) 主たる事務所の所在地  
北九州市八幡西区東曲里町3番1号

(4) 定款に記載された目的  
この法人は、広く地域の住民に対してスポーツの振興、健康・体力づくり、保健福祉および生涯教育等の振興のため、専門知識と技術を提供する事業等を行ない、これらの活動を通じて幼児から高齢者等の生活の質の向上に貢献し、もって公益の増進に寄与することを目的とする。

## 福岡県告示第1461号

行橋市御清水池土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成19年8月1日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 退任理事

氏 名	住 所
-----	-----

松本守俊	行橋市長音寺155番地2
------	--------------

## 2 就任理事

氏名	住所
中村勝正	行橋市長音寺89番地1

福岡県告示第1462号

伊良原土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成19年8月1日

福岡県知事 麻生 渡

## 1 退任理事

氏名	住所
荒巻芳房	京都郡みやこ町犀川帆柱1334番地2
高瀬利晴	" " " 1136番地
田中鉄馬	" " 犀川上伊良原494番地
岩田次夫	" " " 2285番地
長野光憲	" " " 1459番地1
緒方治郎	" " 犀川鑑畑470番地
木下文夫	" " " 514番地

## 2 退任監事

氏名	住所
木村忠彦	京都郡みやこ町犀川上伊良原762番地1
荒巻時雄	" " 犀川帆柱1216番地

## 3 就任理事

氏名	住所
荒巻芳房	京都郡みやこ町犀川帆柱1334番地2

荒巻三千人	" " " 524番地
田中鉄馬	" " 犀川上伊良原494番地
原田眞澄	" " " 223番地3
緒方盛貞	" " 犀川下伊良原2404番地
長野光憲	" " " 1459番地1
緒方治郎	" " 犀川鑑畑470番地
木下文夫	" " " 514番地

## 4 就任監事

氏名	住所
木村忠彦	京都郡みやこ町犀川上伊良原762番地1
長野康秋	" " 犀川下伊良原1384番地

福岡県告示第1463号

豊前市豊前井路土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成19年8月1日

福岡県知事 麻生 渡

## 1 退任理事

氏名	住所
村上輝夫	豊前市大字沓川423番地
吉川忠勝	" 大字清水町5番地2
緒方隆信	" 大字三宅門328番地
内藤智秀	" 大字沓川471番地
西田保久	" 大字市丸259番地
中井清美	" 大字六郎195番地
高橋直	" 大字三毛門930番地
北崎久	" " 834番地

秋成信行	" "	595番地3
守口公仁	"	大字恒富132番地1
釘丸正	"	大字岸井393番地1
行平久馬	"	大字小石原431番地
進将佳	"	大字梶屋205番地
矢頭俊秀	"	大字久路土958番地1
久末明治	"	大字堀立744番地1
小路正悟	"	大字皆毛20番地
宮崎敏郎	"	大字久路土637番地1
尾崎貞男	" "	870番地3
有吉広海	"	大字皆毛360番地
釘丸善明	"	大字岸井376番地

## 2 退任監事

氏名	住所
宮崎求馬	豊前市大字三毛門873番地1
橋本貞男	" 大字三楽93番地
吉永猛治	" 大字沓川100番地
藤井昭	" 大字久路土898番地
上西俊弘	" 大字広瀬87番地
友枝明	" 大字久路土781番地

## 3 就任理事

氏名	住所
今本文徳	豊前市大字堀立662番地
宮崎敏郎	" 大字久路土637番地1
村上元彦	" 大字広瀬172番地
牧野秀年	" 大字堀立64番地2
松川嘉己	" 大字久路土22番地1

中西輝雄	"	大字小石原241番地
幸丸邦男	"	大字久路土906番地
稲葉久吉	" "	872番地4
宮崎百年	" "	1472番地1
園田穂積	"	大字堀立750番地
橋本貞男	"	大字三楽93番地
宮崎求馬	"	大字三毛門873番地1
西田保久	"	大字市丸259番地
中井清美	"	大字六郎195番地
高橋直	"	大字三毛門942番地
堀晴樹	" "	1113番地2
楠本孝丸	" "	522番地
尾家政勝	"	大字沓川246番地2
吉川忠勝	"	大字清水町5番2

## 4 就任監事

氏名	住所
馬場寛治	豊前市大字梶屋314番地2
有吉次夫	" 大字皆毛384番地1
福島正和	" 大字岸井289番地2
守口公仁	" 大字恒富132番地1
末元修	" 大字久松89番地1
田中保廣	" 大字三毛門844番地

福岡県告示第1464号

豊前中央土地改良区から役員就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成19年8月1日

福岡県知事 麻生 渡

## 1 退任理事

氏名	住所
品川 純 潔	北九州市小倉南区中曽根東六丁目11番1号
先本 清 己	" " 中曽根東五丁目4番21号
松下 五 郎	" " 中曽根東二丁目16番20号
上田 博	" " 中曽根東一丁目5番27号
松根 豊 春	" " 中曽根三丁目2番11号
片山 悦 男	" " 中曽根四丁目1番21号
村上 正 信	" " " 22番1号
水島 武 彦	" " 中曽根六丁目2番20号
川原 三 郎	" " 上曽根二丁目4番10号
潮田 長一郎	" " " 1番22号
富士本 肇	" " 中曽根五丁目4番16号
前田 壽	" " 上曽根五丁目5番8号
岩谷 信	" " 上曽根二丁目4番16号
古谷 一 三	" " 曽根新田北三丁目2番10号
渡邊 洋	" " " 10番8号
喜多村 元 生	" " " 6番8号
戸田 有 利	" " " 7番8号
朝野 勲	" " 曽根新田北五丁目1番10号
近藤 欣 次	" " 朽網東二丁目7番8号
中谷 繁 雄	" " 朽網東四丁目18番43号
川江 進	" " 大字朽網752番地2の2
村田 富 雄	" " 朽網東一丁目11番28号
立花 繁 繼	" " " 16番26号

## 2 退任監事

氏名	住所
宇戸田 光	北九州市小倉南区中曽根四丁目23番53号

安 光 久 男	" "	上曽根三丁目8番52号
葛 谷 豊	" "	朽網東三丁目9番2号
渡 辺 要	" "	曽根新田北三丁目7番1号

## 3 就任理事

氏名	住所
品川 純 潔	北九州市小倉南区中曽根東六丁目11番1号
先本 清 己	" " 中曽根東五丁目4番21号
松下 五 郎	" " 中曽根東二丁目16番20号
上田 博	" " 中曽根東一丁目5番27号
松根 豊 春	" " 中曽根三丁目2番11号
片山 悦 男	" " 中曽根四丁目1番21号
宇戸田 光	" " " 23番53号
中根 央	" " 中曽根六丁目3番6号
川原 三 郎	" " 上曽根二丁目4番10号
岩谷 紀 尚	" " 上曽根三丁目8番26号
富士本 肇	" " 中曽根五丁目4番16号
前田 淳 一	" " 上曽根五丁目8番37号
岩谷 信	" " 上曽根二丁目4番16号
古谷 一 三	" " 曽根新田北三丁目2番10号
渡邊 洋	" " " 10番8号
喜多村 元 生	" " " 6番8号
戸田 有 利	" " " 7番8号
朝野 勲	" " 曽根新田北五丁目1番10号
近藤 欣 次	" " 朽網東二丁目7番8号
中谷 繁 雄	" " 朽網東四丁目18番43号
川江 進	" " 大字朽網752番地2の2
平原 義 昭	" " 朽網西五丁目24番31号
立花 繁 繼	" " 朽網東一丁目16番26号

## 4 就任監事

氏名	住所
尾倉 義則	北九州市小倉南区中曽根東五丁目2番1号
安光 久男	" " 上曽根三丁目8番52号
葛谷 豊	" " 朽網東三丁目9番2号
渡辺 要	" " 曽根新田北三丁目7番1号

福岡県告示第1465号

解散した清算法人卯ノ木土地改良区から清算人の就任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第2項において準用する同法第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成19年8月1日

福岡県知事 麻生 渡

氏名	住所
永原 肇	田川郡大任町大字今任原3644番地
金子 博一	" " " 3401番地
辻本 正	" " " 2939番地
浦野 吉澄	" " 大字大行事3076番地1

福岡県告示第1466号

解散した清算法人卯ノ木土地改良区から清算人の退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第2項において準用する同法第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成19年8月1日

福岡県知事 麻生 渡

氏名	住所
永原 肇	田川郡大任町大字今任原3644番地

金子 博一	" " " 3401番地
辻本 正	" " " 2939番地
浦野 吉澄	" " 大字大行事3076番地1

## 公 告

公告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり公告します。

平成19年8月1日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 調達をする物品等又は特定役務の種類  
救助工作車（型）
- 2 競争入札参加者の資格
  - (1) 競争入札に参加できない者
    - ア 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
    - イ 次のいずれかに該当する事実があった後、2年間を経過していない者及びこれらの者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する
      - (ア) 契約の履行に当たり、故意に製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
      - (イ) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
      - (ウ) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
      - (エ) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
      - (オ) 正当な理由がなく契約を履行しなかった者
      - (カ) (ア)から(オ)までのいずれかに該当する事実があった後2年間を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
    - ウ 資格審査申請書及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者

エ 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者  
オ 原則として、同種の営業を引き続き2年以上営んでいない者

(2) 資格審査事項については、次のとおりとする。

ア 従業員数  
イ 年間売上高  
ウ 自己資本金  
エ 流動比率  
オ 経営年数  
カ 障害者雇用状況

3 入札を希望する者の資格審査申請の方法等

(1) 申請の方法

次の書類を知事に提出するものとする。

ア 競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）  
イ 法人にあっては登記事項証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）、個人にあっては本籍地の市町村長の発行する身分証明書及び東京法務局が発行する登記されていないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）  
ウ 印鑑証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）  
エ 県外に本店を有し、代表者が入札、契約の締結、代金の請求又は受領等を代理人に委任する場合は、委任状（様式第2号）  
オ 県税に未納のないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）並びに消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）  
カ 法人にあっては財務諸表の写し（申請書提出日の属する事業年度の直前2事業年度分）、個人にあっては貸借対照表（申請書提出日の属する年の直前の12月31日現在のもの）（様式第3号）及び所得税確定申告書の写し（申請書提出日の属する年の直前2か年分）  
キ 障害者の雇用状況報告義務がある場合には、障害者雇用状況報告書の写し、報告義務がない場合には、障害者の雇用状況調査票（様式第4号）  
ク 営業概要表（様式第5号）

ケ 事業協同組合で官公需適格組合の証明を受けた組合にあっては、官公需適格組合用営業概要表（様式第6号）及び官公需適格組合証明書（物品関係）の写し等

コ 印刷業明細表（印刷業のみ）（様式第7号）

サ ビル清掃管理業明細表（ビル清掃管理業のみ）（様式第8号）

シ 営業に必要な許可、認可等を得たことを証する書類の写し

ス 協同組合等の組合が申請する場合には、当該組合の定款及び組合員名簿

セ ISO9000シリーズ及びISO14000シリーズの認証を取得している場合には、その登録証の写し

ソ 返信用封筒（80円切手を貼付した長形3号封筒）

(2) 申請書（有償）の入手先

ア 名称 政府刊行物県庁内サ - ビステ - ション

イ 住所 〒812 - 0045 福岡市博多区東公園7番7号（福岡県庁総合売店内）

ウ 電話 092 - 641 - 7838

(3) 申請書の提出場所及び申請に関する問い合わせ先

ア 名称 福岡県総務部総務事務センター調達班

イ 住所 〒812 - 8577 福岡市博多区東公園7番7号

ウ 電話 092 - 643 - 3092（ダイヤルイン）

(4) 申請の時期

この公告の日から平成19年8月31日（金）までとする。

ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。

4 資格審査結果の通知

入札参加資格決定通知書により通知（郵送）する。

5 入札参加資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、この公告に基づき資格を取得したときから平成19年9月末日までとする。

公告

政府調達に関する協定の適用を受ける物品の調達について、次のとおり一般競争入札

に付します。

平成19年8月1日

福岡県知事 麻 生 渡

1 調達内容

(1) 調達物品及び数量

救助工作車 型 (消防ポンプ付) 一台

(2) 調達物品の特質等

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成20年3月28日 (金)

(4) 納入場所

福津市西福間4丁目3-1

福岡県消防学校

2 入札参加資格 (地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。)

「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売り払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格 (平成19年3月福岡県告示第711号)」に定める資格を得ている者 (競争入札参加資格者名簿 (物品) 登載者)

3 入札参加資格を得るための申請の方法

2に掲げる入札参加資格を有しない者で入札を希望するものは、本県の所定の審査申請書に必要事項を記入の上、次の(3)の部局へ提出すること。

(1) 申請書の入手先

政府刊行物県庁内サービスステーション (福岡県庁地下総合売店)

〒812-0045 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-641-7838

(2) 申請書の価格

一部500円 (消費税込み。ただし、郵送により入手する場合は、郵送料について別途実費を徴収する。)

(3) 申請書の提出場所及び申請に関する問い合わせ先

福岡県総務部総務事務センター調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-643-3092 (ダイヤルイン)

4 入札参加条件 (地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。)

平成19年9月10日 (月) 現在において、次の条件を満たすこと。

(1) 2の入札参加資格を有する者のうち、次の等級に格付けされている者

大 分 類	中 分 類	業 種 名	等 級
05	07	防災機器	A A
06	01	自動車	A A

(2) 当該物品を迅速かつ確実に納品できると認められる者

(3) 納入する物品に係る保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められる者

(4) 納入しようとする物品が1の(1)及び(2)に示した物品であることの機能証明書を、平成19年9月3日までに提出した者

なお、提出した証明書について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

(5) 会社更生法 (平成14年法律第154号) に基づき更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法 (平成11年法律第225号) に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者

(6) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱 (平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達) に基づく指名停止 (以下「指名停止」という。) 期間中でない者

5 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称

福岡県総務部総務事務センター

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-643-3092 (ダイヤルイン)

6 契約条項を示す場所

5の部局とする。

#### 7 入札説明書の交付

##### (1) 期間

平成19年8月1日(水)から平成19年8月31日(金)までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時00分まで

##### (2) 場所

5の部局とする。

#### 8 入札書及び契約の手續において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

#### 9 入札説明会

入札説明会は行わないものとする。

#### 10 入札書の提出場所、受領期限及び提出方法

##### (1) 提出場所

福岡市博多区東公園7番7号

福岡県総務部総務事務センター

##### (2) 受領期限

平成19年9月10日(月)午後5時00分

##### (3) 提出方法

直接又は郵便(書留郵便に限る。受領期限内必着)で行う。

#### 11 開札の場所及び日時

##### (1) 場所

福岡市博多区東公園7番7号

福岡県総務部総務事務センター入札室

##### (2) 日時

平成19年9月11日(火)午前11時00分

#### 12 落札者がない場合の措置

開札をした場合において落札者がない場合は、地方自治法施行令第167条の8第3項の規定により、再度の入札を行う。ただし、開札の際入札者又はその代理人のすべてが立ち会っている場合であってそのすべての同意が得られれば直ちにその場で、郵

送入札を含む場合にあつては別に定める日時、場所において行う。

#### 13 入札保証金及び契約保証金

##### (1) 入札保証金

見積金額(税込金額)の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約(見積金額の100分の5以上を保険金額とするもの)を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国(独立行政法人等を含む。)との同種・同規模の契約を履行(2件以上)したことを証明する書面(当該発注者が交付した証明書)を提出する場合

##### (2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約(契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの)を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国(独立行政法人等を含む。)との同種・同規模の契約を履行(2件以上)したことを証明する書面(当該発注者が交付した証明書)を提出する場合

#### 14 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、12により再度入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

(1) 金額の記載がない入札

(2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札

(3) 同一入札者が2以上の入札をした場合、当該入札者のすべての入札

(4) 所定の場所及び日時に到達しない入札

(5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札

(6) 入札保証金が13の(1)に規定する金額に達しない入札

(7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札

(8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札

#### 15 落札者の決定の方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

#### 16 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (3) 特定調達に係る苦情処理の関係において福岡県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。
- (4) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。
- (5) その他、詳細は入札説明書による。

#### 17 Summary

- (1) Contract matter  
Rescue Truck (Type ) with Fire Pump : 1 set
- (2) Time Limit of Tender  
5:00 P M on September 10, 2007
- (3) Contact Point for the Notice : General Affairs Center, General Affairs Department, Fukuoka Prefectural Office, 7-7, Higashikoen, Hakata-ku, Fukuoka City, 812-8577, Japan  
TEL 092-643-3092

#### 公告

ネットワークプリンタ（平成19年9月導入分）の賃貸借及び保守について、次のとおり一般競争入札に付します。

平成19年8月1日

福岡県知事 麻生 渡

#### 1 賃貸借内容

- (1) 賃貸借契約の名称  
ネットワークプリンタ（平成19年9月導入分）の賃貸借及び保守
- (2) 賃貸借契約の特質等  
入札説明書による。
- (3) 履行期間

平成19年9月1日から平成24年8月31日まで

#### 2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売り払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成19年3月福岡県告示第711号）」に定める資格を得ている者（競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）

#### 3 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定めた入札参加資格をいう。以下同じ。）

平成19年8月10日（金）現在において、次の条件を満たすこと。

- (1) 2の入札参加資格を有する者のうち、次の等級に格付けされている者

大分類	中分類	業種名	等級
05	01	電気器具	A
05	02	電気通信機器	A
13	08	リース・レンタル	A

- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをされていない者
- (3) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管

達第66号総務部長依命通達)に基づく指名停止(以下「指名停止」という。)期間中でない者

4 当該賃貸借契約に関する事務を担当する部局の名称  
福岡県企画振興部高度情報政策課ネットワーク管理班  
〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号  
電話番号 092-643-3194

5 契約条項を示す場所  
4の部局とする。

6 入札説明書の交付

(1) 期間

この公告の日から平成19年8月9日(木)までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時00分まで

(2) 場所

4の部局とする。

7 入札説明会

入札説明会は行わないものとする。

8 入札書の提出場所、受領期限及び提出方法

(1) 提出場所

4の部局とする。

(2) 受領期限

平成19年8月9日(木)午後5時00分

(3) 提出方法

直接

9 開札の場所及び日時

(1) 場所

4の部局とする。

(2) 日時

平成19年8月10日(金)午後1時30分

10 落札者がいない場合の措置

開札をした場合において落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の8第3項の規定により再度の入札を行う。ただし、開札の際入札者又はその代理人のすべてが立ち会っている場合にあつてそのすべての同意が得られれば直ちにその場で、それ以外の場合にあつては別に定める日時、場所において行う。

11 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積金額(税込金額)の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約(見積金額の100分の5以上を保険金額とするもの)を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国(独立行政法人等を含む。)との同種・同規模の契約を履行(2件以上)したことを証明する書面(当該発注者が交付した証明書)を提出する場合

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約(契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの)を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国(独立行政法人等を含む。)との同種・同規模の契約を履行(2件以上)したことを証明する書面(当該発注者が交付した証明書)を提出する場合

12 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、10により再度の入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

(1) 金額の記載がない入札

(2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札

(3) 同一入札者が2以上の入札をした場合、当該入札者のすべての入札

(4) 所定の場所及び日時に到達しない入札

- (5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明しない入札
- (6) 入札保証金が11の(1)に規定する金額に達しない入札
- (7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札
- (8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札

13 落札者の決定の方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

14 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) 入札に参加する者は、参加に当たり知り得た個人情報、事業者の情報その他の県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。
- (3) その他詳細は入札説明書による。